

技術評価資料作成要領を改正する新旧対照表

(赤色部分は改正部分)

改正後 R5.4.1	改正前 R4.4.1
<p>※ (As、解体以外)、(As施工体制評価型) 及び (解体施工体制評価型) に共通かつ簡易型に共通</p> <p>(1) 施工計画</p> <p>[技術評価様式5-1、-2] ※公告に添付された様式を使用すること。</p> <p>※ (As、解体以外) の標準型</p> <p>(1) 技術提案</p> <p>[技術評価様式5-1、-2] ※公告に添付された様式を使用すること。</p> <p>※ (As、解体以外)、(As施工体制評価型) 及び (解体施工体制評価型) に共通かつ標準型、簡易型、特別簡易型Ⅱに共通</p> <p>(●) 配置予定技術者の能力</p> <p>10) 上記1)、6)、8) のいずれか一つでも確認できない場合は、入札参加資格を失格とするので、注意すること。 (入札参加資格確認資料に添付している場合は除く。)</p>	<p>※ (As、解体以外)、(As施工体制評価型) 及び (解体施工体制評価型) に共通かつ簡易型に共通</p> <p>(1) 施工計画</p> <p>[技術評価様式5-1、-2]</p> <p>※ (As、解体以外) の標準型</p> <p>(1) 技術提案</p> <p>[技術評価様式5-1、-2]</p> <p>※ (As、解体以外)、(As施工体制評価型) 及び (解体施工体制評価型) に共通かつ標準型、簡易型、特別簡易型Ⅱに共通</p> <p>(●) 配置予定技術者の能力</p> <p>10) なし</p>

※注意:適用する総合評価の種類・型等によって、●部分の番号が異なる。(上記は(As、解体以外)簡易型の例)

技術評価資料作成要領を改正する新旧対照表

(赤色部分は改正部分)

改正後 R5.4.1	改正前 R4.4.1													
<p>※全ての型で共通</p> <p>(●) - 1 企業の施工実績</p> <p>【削除】</p> <p>資料作成に係る留意事項及び添付書類</p> <p>[技術評価様式2] ※公告に添付された様式を使用すること。</p> <p>1) 企業の施工実績は、<注1>に記載する同種工事の施工実績(企業)及び近隣地域での施工実績(企業)がある場合は各々について記載すること。</p> <p>2) 施工実績の対象とする発注機関は、別紙「発注機関一覧表」に掲げるものに限る。(「その他」の発注機関とは、別紙「発注機関一覧表」に掲げられていないものをいう。)</p> <p>3) 条件に該当する施工実績が複数ある場合は、山梨県、国機関の順に実績を記載すること。</p> <p>4) 施工実績について証明するため添付資料として、当該工事の契約書、工事契約用設計書表紙、本工事費内訳書及び資格・施工従事経験を証明する図書(以下「契約書等」という。)の写しを添付すること。ただし、CORINSの登録内容で施工実績が確認できる場合は、CORINS番号の記載により、添付資料を省略することができる。</p> <p>5) 施工実績において、法人名の変更または吸収・合併・分割等により旧法人の地位を承継している場合は、その年月日及び旧法人名等の概要が判る書類を添付すること。</p> <p>【新設】</p> <p>(●) - 2 企業の施工技術</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">評価項目</th> <th style="text-align: left;">評価基準</th> <th style="text-align: left;">評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">13 ICT施工技術の活用 (技術評価様式27)<注1></td> <td>活用 あり</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>活用 なし</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>*各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。</p> <p>[技術評価様式27] ※公告に添付された様式を使用すること。</p> <p>1) 本様式により申請のない場合は、評価しない。</p> <p>2) ICT施工技術の活用(宣誓事項)の履行が確認できない場合は、工事成績評定で3点減ずる。</p> <p>3) 共同企業体の場合は、代表構成員が申請するものとし、本様式による宣誓事項を企業体として履行するものとする。</p> <p>● 企業の信頼性、社会性 資料作成に係る留意事項及び添付書類 [技術評価様式4] ※公告に添付された様式を使用すること。</p>	評価項目	評価基準	評価点	13 ICT施工技術の活用 (技術評価様式27)<注1>	活用 あり	1	活用 なし	0	<p>※全ての型で共通</p> <p>(●) 企業の施工実績</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">13 ICT施工技術 (技術評価様式25)<注1></td> <td>施工実績 あり</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>施工実績 なし</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料作成に係る留意事項及び添付書類</p> <p>[技術評価様式2]</p> <p>1) 企業の施工実績は、<注1>に記載する同種工事の施工実績(企業)及び近隣地域での施工実績(企業)がある場合は各々について記載すること。</p> <p>2) 施工実績の対象とする発注機関は、別紙「発注機関一覧表」に掲げるものに限る。(「その他」の発注機関とは、別紙「発注機関一覧表」に掲げられていないものをいう。)</p> <p>3) 条件に該当する施工実績が複数ある場合は、山梨県、国機関の順に実績を記載すること。</p> <p>4) 施工実績について証明するため添付資料として、当該工事の契約書、工事契約用設計書表紙、本工事費内訳書及び資格・施工従事経験を証明する図書(以下「契約書等」という。)の写しを添付すること。ただし、CORINSの登録内容で施工実績が確認できる場合は、CORINS番号の記載により、添付資料を省略することができる。</p> <p>5) 施工実績において、法人名の変更または吸収・合併・分割等により旧法人の地位を承継している場合は、その年月日及び名等の概要が判る書類を添付すること。</p> <p>なし</p> <p>● 企業の信頼性、社会性 資料作成に係る留意事項及び添付書類 [技術評価様式4]</p>	13 ICT施工技術 (技術評価様式25)<注1>	施工実績 あり	1	施工実績 なし	0
評価項目	評価基準	評価点												
13 ICT施工技術の活用 (技術評価様式27)<注1>	活用 あり	1												
	活用 なし	0												
13 ICT施工技術 (技術評価様式25)<注1>	施工実績 あり	1												
	施工実績 なし	0												

※注意:適用する総合評価の種類・型等によって、●部分の番号が異なる。(上記は(As、解体以外)簡易型の例)

技術評価資料作成要領を改正する新旧対照表

(赤色部分は改正部分)

改正後 R5.4.1				改正前 R4.4.1			
※ (As、解体以外)の標準型、簡易型、特別簡易型 I、II に共通 (●) 地域貢献度				※ (As、解体以外)の標準型、簡易型、特別簡易型 I、II に共通 (●) 地域貢献度			
(2)地域貢献度				(2)地域貢献度			
	評価項目	評価基準	評価点		評価項目	評価基準	評価点
	4 災害協定等の締結 (技術評価様式11)<注1>	協定の締結あり	2		4 災害協定等の締結 (技術評価様式11)<注1>	協定の締結あり	2
	※入札参加資格が 「土木一式工事」、「舗装工事」 以外の場合	協定の締結なし	0			協定の締結なし	0
	4 災害協定等の締結 (技術評価様式11)<注1>	① 「災害時における応急対策業務に関する基本協定」 (一社)山梨県建設業協会の締結あり	2		5 災害協定の締結(広域応援) (技術評価様式11)<注1>	協定の締結あり	1
	※入札参加資格が 「土木一式工事」、「舗装工事」の 場合	② 上記①以外の山梨県地域防災計画に掲載される各種協定の締結あり	1			協定の締結なし	0
		③ 対象協定の締結なし(上記①、②以外)	0		6 防疫対策協定の締結 (技術評価様式11-1)<注1>	協定の締結あり	1
	5 災害協定の締結(広域応援) (技術評価様式11)<注1>	協定の締結あり	1			協定の締結なし	0
		協定の締結なし	0		7 土木施設等緊急維持修繕 業務委託の実績 (技術評価様式11)<注1>	受託実績あり	1
	6 防疫対策協定の締結 (技術評価様式11-1)<注1>	協定の締結あり	1			受託実績なし	0
		協定の締結なし	0		8 道路除雪業務委託の実績 (技術評価様式11)<注1>	受託実績あり	1
	7 土木施設等緊急維持修繕 業務委託の実績 (技術評価様式11)<注1>	受託実績あり	1			受託実績なし	0
		受託実績なし	0		9 耕作放棄地等の解消 (技術評価様式12)<注1>	実績あり	1
	8 道路除雪業務委託の実績 (技術評価様式11)<注1>	受託実績あり	1			実績なし	0
		受託実績なし	0		10 その他の地域貢献<注1> (地域農業参入実績) (技術評価様式17) (廃棄物の自県内処分) (技術評価様式19) (Co2吸収認証制度実績) (技術評価様式20)	提案あり または 実績あり	1
	9 耕作放棄地等の解消 (技術評価様式12)<注1>	実績あり	1			提案なし または 実績なし	0
		実績なし	0		* 各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。		
	10 その他の地域貢献<注1> (地域農業参入実績) (技術評価様式17) (廃棄物の自県内処分) (技術評価様式19) (Co2吸収認証制度実績) (技術評価様式20)	提案あり または 実績あり	1		資料作成に係る留意事項及び添付書類		
		提案なし または 実績なし	0		各技術評価様式の注)を参照のこと。		
	* 各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。						
	資料作成に係る留意事項及び添付書類						
	各技術評価様式の注)を参照のこと。						

※注意:適用する総合評価の種類・型等によって、●部分の番号が異なる。(上記は(As、解体以外)簡易型の例)

技術評価資料作成要領を改正する新旧対照表

(赤色部分は改正部分)

改正後 R5.4.1				改正前 R4.4.1			
※(As施工体制評価型)の簡易型、特別簡易型Ⅰ、Ⅱに共通 (●)地域貢献度				※(As施工体制評価型)の簡易型、特別簡易型Ⅰ、Ⅱに共通 (●)地域貢献度			
(2)地域貢献度				(2)地域貢献度			
	評価項目	評価基準	評価点		評価項目	評価基準	評価点
4	災害協定等の締結 (技術評価様式11)〈注1〉	①「災害時における応急対策業務に関する基本協定」 (一社)山梨県建設業協会の締結あり	2	4	災害協定等の締結 (技術評価様式11)〈注1〉	協定の締結あり	2
		② 上記①以外の山梨県地域防災計画に掲載される各種協定の締結あり	1			協定の締結なし	0
		③ 対象協定の締結なし(上記①、②以外)	0				
5	災害協定の締結(広域応援) (技術評価様式11)〈注1〉	協定の締結あり	1	5	災害協定の締結(広域応援) (技術評価様式11)〈注1〉	協定の締結あり	1
		協定の締結なし	0			協定の締結なし	0
6	防疫対策協定の締結 (技術評価様式11-1)〈注1〉	協定の締結あり	1	6	防疫対策協定の締結 (技術評価様式11-1)〈注1〉	協定の締結あり	1
		協定の締結なし	0			協定の締結なし	0
7	土木施設等緊急維持修繕 業務委託の実績 (技術評価様式11)〈注1〉	受託実績あり	1	7	土木施設等緊急維持修繕 業務委託の実績 (技術評価様式11)〈注1〉	受託実績あり	1
		受託実績なし	0			受託実績なし	0
8	道路除雪業務委託の実績 (技術評価様式11)〈注1〉	受託実績あり	1	8	道路除雪業務委託の実績 (技術評価様式11)〈注1〉	受託実績あり	1
		受託実績なし	0			受託実績なし	0
9	耕作放棄地等の解消 (技術評価様式12)〈注1〉	実績あり	1	9	耕作放棄地等の解消 (技術評価様式12)〈注1〉	実績あり	1
		実績なし	0			実績なし	0
10	その他の地域貢献〈注1〉 (地域農業参入実績) (技術評価様式17) (廃棄物の自県内処分) (技術評価様式19) (Co2吸収認証制度実績) (技術評価様式20)	提案あり または 実績あり	1	10	その他の地域貢献〈注1〉 (地域農業参入実績) (技術評価様式17) (廃棄物の自県内処分) (技術評価様式19) (Co2吸収認証制度実績) (技術評価様式20)	提案あり または 実績あり	1
		提案なし または 実績なし	0			提案なし または 実績なし	0
*各評価項目の評価方法等については注1を参照のこと。				*各評価項目の評価方法等については注1を参照のこと。			
資料作成に係る留意事項及び添付書類				資料作成に係る留意事項及び添付書類			
各技術評価様式の注を参照のこと。				各技術評価様式の注を参照のこと。			

※注意:適用する総合評価の種類・型等によって、●部分の番号が異なる。(上記は(As、解体以外)簡易型の例)

技術評価資料作成要領を改正する新旧対照表

(赤色部分は改正部分)

改正後 R5.4.1	改正前 R4.4.1																																			
<p>※ (As、解体以外) の標準型、簡易型、特別簡易型 I、II に共通</p> <p>(●) - 1 企業の取り組み</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">(3)-1 企業の取り組み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 若手技術者の育成 (技術評価様式22) 1) ~11) <注1></td> <td>国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 技能者の登録 (技術評価様式23) <注1></td> <td>建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録 あり</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>登録 なし</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 国家資格とは、監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格をいう。 国家資格を有しない若手(担当)技術者は、配置予定技術者(主任(監理)技術者)以外の者とし、配置予定技術者の業務を補佐する技術者とする。 国家資格を有する若手(担当)技術者は、配置予定技術者(主任(監理)技術者)とすることができる。</p> <p>2) 若手(担当)技術者は、公告日が属する年度において35歳以下の者とする。 また、国家資格を有する若手(担当)技術者は、国家資格(監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格)が確認できる資料の写しを添付すること。</p> <p>3) 若手(担当)技術者の企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険被保険証の写しなど)を添付すること。</p> <p>4) 若手(担当)技術者は、現場代理人との兼務を認める。若手(担当)技術者を複数人専任配置した場合には最も低い評価を受けた者をもって評価点とする。</p> <p>5) 若手(担当)技術者は原則、工事着手時から完成引き渡しの間、専任とする。なお、申請時において他工事に従事している場合は、対象工事の主要工程開始までの準備工、仮設工の期間は、専任を要しないものとする。ただし、現場代理人と兼務する場合は、工事着手時から専任とする。</p> <p>6) 若手(担当)技術者は、複数の技術者を申請することができるが、申請後の変更はできない。なお、専任する者を契約時に発注者に届けるものとするが、申請時に他工事に従事している場合は、対象工事の主要工種の施工開始までに届けるものとする。</p> <p>7) 専任された若手(担当)技術者の交代は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない理由を除き、認めない。また、当該理由を除き、工事の途中において専任配置が履行できなくなった場合は、工事成績評定を3点減ずる。(なお、複数人専任配置した場合にそのうちの1名でも専任配置できれば工事成績評定の減点の対象としない。)</p> <p>8) 若手(担当)技術者は、段階確認及び完成検査時に原則立ち会うものとし、発注者の配置状況の履行確認を受けるものとする。</p> <p>9) 他工事の従事状況等は、従事している工事について対象工事を落札した場合の配置予定等を記入すること。従事している他工事の工期延期等により、対象工事に専任配置ができなくなる恐れがある場合は、他工事との重複申請は行わないこと。</p> <p>10) 本申請において虚偽記載等があった場合は、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>11) 建設業許可番号は、大臣知事コード(2桁)+許可番号(6桁)で、CORINS登録番号は、「登録内容確認書」に記載された登録番号を記入すること。</p>	(3)-1 企業の取り組み			1 若手技術者の育成 (技術評価様式22) 1) ~11) <注1>	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置	2	国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置	1	上記以外	0	2 技能者の登録 (技術評価様式23) <注1>	建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録 あり	2	登録 なし	0	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">(3)企業の取り組み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 若手技術者の育成 (技術評価様式22) 1) ~11) <注1></td> <td>国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 技能者の登録 (技術評価様式23) <注1></td> <td>建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録 あり</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>登録 なし</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 週休2日制度適用の実績 (技術評価様式24) <注1></td> <td>取組実績 あり</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>取組実績 なし</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 国家資格を有しない若手(担当)技術者は、配置予定技術者(主任(監理)技術者)以外の者とし、配置予定技術者の業務を補佐する技術者とする。国家資格を有する若手(担当)技術者は、配置予定技術者(主任(監理)技術者)とすることができる。</p> <p>2) 若手(担当)技術者は、公告日が属する年度において35歳以下の者とし、国家資格(監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格)が確認できる資料の写しを添付すること。</p> <p>3) 若手(担当)技術者の企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険被保険証の写しなど)を添付すること。</p> <p>4) 若手(担当)技術者は、現場代理人との兼務を認める。若手(担当)技術者を複数人専任配置した場合には最も低い評価を受けた者をもって評価点とする。</p> <p>5) 若手(担当)技術者は原則、工事着手時から完成引き渡しの間、専任とする。なお、申請時において他工事に従事している場合は、対象工事の主要工程開始までの準備工、仮設工の期間は、専任を要しないものとする。ただし、現場代理人と兼務する場合は、工事着手時から専任とする。</p> <p>6) 若手(担当)技術者は、複数の技術者を申請することができるが、申請後の変更はできない。なお、専任する者を契約時に発注者に届けるものとするが、申請時に他工事に従事している場合は、対象工事の主要工種の施工開始までに届けるものとする。</p> <p>7) 専任された若手(担当)技術者の交代は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない理由を除き、認めない。また、当該理由を除き、工事の途中において専任配置が履行できなくなった場合は、工事成績評定を3点減ずる。(なお、複数人専任配置した場合にそのうちの1名でも専任配置できれば工事成績評定の減点の対象としない。)</p> <p>8) 若手(担当)技術者は、段階確認及び完成検査時に原則立ち会うものとし、発注者の配置状況の履行確認を受けるものとする。</p> <p>9) 他工事の従事状況等は、従事している工事について対象工事を落札した場合の配置予定等を記入すること。従事している他工事の工期延期等により、対象工事に専任配置ができなくなる恐れがある場合は、他工事との重複申請は行わないこと。</p> <p>10) 本申請において虚偽記載等があった場合は、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>11) 建設業許可番号は、大臣知事コード(2桁)+許可番号(6桁)で、CORINS登録番号は、「登録内容確認書」に記載された登録番号を記入すること。</p>	(3)企業の取り組み			1 若手技術者の育成 (技術評価様式22) 1) ~11) <注1>	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置	2	国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置	1	上記以外	0	2 技能者の登録 (技術評価様式23) <注1>	建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録 あり	2	登録 なし	0	3 週休2日制度適用の実績 (技術評価様式24) <注1>	取組実績 あり	1	取組実績 なし	0
(3)-1 企業の取り組み																																				
1 若手技術者の育成 (技術評価様式22) 1) ~11) <注1>	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置	2																																		
	国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置	1																																		
	上記以外	0																																		
2 技能者の登録 (技術評価様式23) <注1>	建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録 あり	2																																		
	登録 なし	0																																		
(3)企業の取り組み																																				
1 若手技術者の育成 (技術評価様式22) 1) ~11) <注1>	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置	2																																		
	国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置	1																																		
	上記以外	0																																		
2 技能者の登録 (技術評価様式23) <注1>	建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録 あり	2																																		
	登録 なし	0																																		
3 週休2日制度適用の実績 (技術評価様式24) <注1>	取組実績 あり	1																																		
	取組実績 なし	0																																		

※注意:適用する総合評価の種類・型等によって、●部分の番号が異なる。(上記は(As、解体以外)簡易型の例)

技術評価資料作成要領を改正する新旧対照表

(赤色部分は改正部分)

改正後 R5.4.1			改正前 R4.4.1		
※(As施工体制評価型)及び(解体施工体制評価型)に共通かつ、簡易型、特別簡易型Ⅰ、Ⅱに共通			※(As施工体制評価型)及び(解体施工体制評価型)に共通かつ、簡易型、特別簡易型Ⅰ、Ⅱに共通		
(3)-1 企業の取り組み			(3)企業の取り組み		
1 若手技術者の育成 (技術評価様式22) 1)~11) <注1>	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置	2	1 若手技術者の育成 (技術評価様式22) 1)~11) <注1>	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置	2
	国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置	1		国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置	1
	上記以外	0		上記以外	0
2 技能者の登録 (技術評価様式23) <注1>	建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録 あり	2	2 技能者の登録 (技術評価様式23) <注1>	建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録 あり	2
	登録 なし	0		登録 なし	0
3 週休2日制度適用の実績 (技術評価様式24) <注1>	取組実績 あり	1	3 週休2日制度適用の実績 (技術評価様式24) <注1>	取組実績 あり	1
	取組実績 なし	0		取組実績 なし	0
※全ての型で共通			※全ての型で共通		
【 新設 】			なし		
(●) - 2 労働者の処遇改善					
(3)-2 労働者の処遇改善					
3 週休2日制の適用 (技術評価様式26) <注1>	適用 あり	1	3 週休2日制の適用 (技術評価様式26) <注1>	適用 あり	1
	適用 なし	0		適用 なし	0
*各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。					
資料作成に係る留意事項及び添付書類 【技術評価様式26】※公告に添付された様式を使用すること。					
1) 本様式により申請のない場合は、評価しない。					
2) 週休2日制の適用(4週6休以上)の履行が確認できない場合は、工事成績評定で3点減する。 (※当面、技術評価様式26に記載された宣言事項の履行が確認できなくても、山梨県各局局で別に定める「週休2日制適用工事実施要領」等に基づく週休2日制の適用(4週6休以上)の履行が確認できれば、工事成績評定で減点はしないものとする。)					

※注意:適用する総合評価の種類・型等によって、●部分の番号が異なる。(上記は(As、解体以外)簡易型の例)

技術評価資料作成要領を改正する新旧対照表

(赤色部分は改正部分)

改正後 R5.4.1		改正前 R4.4.1																																											
● その他		● その他																																											
<p>3 その他</p> <p>ア 各様式に示された注意事項を遵守のうえ、必要事項をそれぞれ記載すること。</p> <p>イ 技術評価資料については、提出期限以降の差し替え、再提出は認めないので、公告等に示された事項を十分に確認してから提出すること。</p> <p>ウ 技術評価資料については、一つのPDFファイルにまとめて提出すること。(ファイル名は、公告文に記載された工事名を用い「〇〇工事技術評価資料(会社名)とする」)</p> <p>その際、添付漏れがないよう注意すること。添付漏れの書類についても、提出期限以降の追加提出は認めない。</p> <p>エ 入札時の提出書類(「公告文」>公告個別事項>提出書類>1 参加申請時)に示すものについても、一つのPDFファイルにまとめて提出すること。</p> <p><注1> 各評価項目の具体的な内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価内容</th> <th>評価対象期間等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-4 同種工事の施工実績(配置予定技術者) 1-8 同種工事の施工実績(企業)</td> <td>〇〇を含む請負金額〇千万円以上の〇〇工事の施工実績</td> <td>元請けとして請け負い、平成20年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事(なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの) ・工事内容(構造・規模など)の施工実績は、企業体の工事内容を各企業の工事内容として扱う。 ・工事金額の施工実績は、企業体の工事金額に各企業の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。</td> </tr> <tr> <td>1-5 優良工事技術者表彰 1-10 優良工事表彰等</td> <td>・山梨県が実施する「住みよい県土建設週間における知事表彰」で優良工事技術者表彰または優良工事表彰の受賞の有無 ・優良工事の評価要件を満たす対象工事の有無 ・工種は問わない</td> <td>過去3ヶ年度及び当該年度(当該年度は入札参加資格申請締切日以前に受賞した場合) 優良工事の評価要件を満たす対象工事は、※個別事項1を参照</td> </tr> <tr> <td>1-6 工事成績評定点の平均点(配置予定技術者)</td> <td>山梨県発注工事で主任技術者、監理技術者として最終登録された工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)。なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。 ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。(紙入札により発注した工事は除く。)</td> <td>過去2ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては公告日の前々月末までに完成、引き渡し済みの工事 ※個別事項2を参照</td> </tr> <tr> <td>1-7 継続教育(CPD)の取組状況</td> <td>建設系CPD協議会及び建築CPD運営会議に属する団体の当該工事の履行に係る国家資格の継続教育に限ることとし、各認定団体の推奨単位以上の証明がある場合に評価する。</td> <td>公告日から過去二年内に証明期間の一部が含まれていること。 ※個別事項3を参照</td> </tr> <tr> <td>1-9 工事成績評定点の平均点(企業)</td> <td>山梨県発注工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て) なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。 ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。(紙入札により発注した工事は除く。)</td> <td>過去2ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては公告日の前々月末までに完成、引き渡し済みの工事 ※個別事項2を参照</td> </tr> <tr> <td>1-11 事故及び不誠実な行為</td> <td>山梨県による指名停止期間の有無 ※複数回、指名停止措置を受けた場合は、その合計月数とし、指名停止期間が評価対象期間に1日でも含まれる場合は全ての期間を対象とする。</td> <td>公告日を含む過去1年間の期間</td> </tr> </tbody> </table>		評価項目	評価内容	評価対象期間等	1-4 同種工事の施工実績(配置予定技術者) 1-8 同種工事の施工実績(企業)	〇〇を含む請負金額〇千万円以上の〇〇工事の施工実績	元請けとして請け負い、平成20年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事(なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの) ・工事内容(構造・規模など)の施工実績は、企業体の工事内容を各企業の工事内容として扱う。 ・工事金額の施工実績は、企業体の工事金額に各企業の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。	1-5 優良工事技術者表彰 1-10 優良工事表彰等	・山梨県が実施する「住みよい県土建設週間における知事表彰」で優良工事技術者表彰または優良工事表彰の受賞の有無 ・優良工事の評価要件を満たす対象工事の有無 ・工種は問わない	過去3ヶ年度及び当該年度(当該年度は入札参加資格申請締切日以前に受賞した場合) 優良工事の評価要件を満たす対象工事は、※個別事項1を参照	1-6 工事成績評定点の平均点(配置予定技術者)	山梨県発注工事で主任技術者、監理技術者として最終登録された工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)。なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。 ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。(紙入札により発注した工事は除く。)	過去2ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては公告日の前々月末までに完成、引き渡し済みの工事 ※個別事項2を参照	1-7 継続教育(CPD)の取組状況	建設系CPD協議会及び建築CPD運営会議に属する団体の当該工事の履行に係る国家資格の継続教育に限ることとし、各認定団体の推奨単位以上の証明がある場合に評価する。	公告日から過去二年内に証明期間の一部が含まれていること。 ※個別事項3を参照	1-9 工事成績評定点の平均点(企業)	山梨県発注工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て) なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。 ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。(紙入札により発注した工事は除く。)	過去2ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては公告日の前々月末までに完成、引き渡し済みの工事 ※個別事項2を参照	1-11 事故及び不誠実な行為	山梨県による指名停止期間の有無 ※複数回、指名停止措置を受けた場合は、その合計月数とし、指名停止期間が評価対象期間に1日でも含まれる場合は全ての期間を対象とする。	公告日を含む過去1年間の期間	<p>3 その他</p> <p>ア 各様式に示された注意事項を遵守のうえ、必要事項をそれぞれ記載すること。</p> <p>イ 技術評価資料については、提出期限以降の差し替え、再提出は認めないので、公告等に示された事項を十分に確認してから提出すること。</p> <p>ウ 技術評価資料については、一つのPDFファイルにまとめて提出すること。(ファイル名は、公告文に記載された工事名を用い「〇〇工事技術評価資料(会社名)とする」)</p> <p>その際、添付漏れがないよう注意すること。添付漏れの書類についても、提出期限以降の追加提出は認めない。</p> <p>エ 入札時の提出書類(「公告文」>公告個別事項>提出書類>2 入札時に示すもの)についても、一つのPDFファイルにまとめて提出すること。</p> <p><注1> 各評価項目の具体的な内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価内容</th> <th>評価対象期間等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-4 同種工事の施工実績(配置予定技術者) 1-8 同種工事の施工実績(企業)</td> <td>〇〇を含む請負金額〇千万円以上の〇〇工事の施工実績</td> <td>元請けとして請け負い、平成19年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事(なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの) ・工事内容(構造・規模など)の施工実績は、企業体の工事内容を各企業の工事内容として扱う。 ・工事金額の施工実績は、企業体の工事金額に各企業の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。</td> </tr> <tr> <td>1-5 優良工事技術者表彰 1-10 優良工事表彰等</td> <td>・山梨県が実施する「住みよい県土建設週間における知事表彰」で優良工事技術者表彰または優良工事表彰の受賞の有無 ・優良工事の評価要件を満たす対象工事の有無 ・工種は問わない</td> <td>過去3ヶ年度及び当該年度(当該年度は入札参加資格申請締切日以前に受賞した場合) 優良工事の評価要件を満たす対象工事は、※個別事項1を参照</td> </tr> <tr> <td>1-6 工事成績評定点の平均点(配置予定技術者)</td> <td>山梨県発注工事で主任技術者または監理技術者として最終登録された工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)。なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。</td> <td>過去2ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては公告日の前々月末までに完成、引き渡し済みの工事 ※個別事項2を参照</td> </tr> <tr> <td>1-7 継続教育(CPD)の取組状況</td> <td>建設系CPD協議会及び建築CPD運営会議に属する団体の当該工事の履行に係る国家資格の継続教育に限ることとし、各認定団体の推奨単位以上の証明がある場合に評価する。</td> <td>公告日から過去三年内に証明期間の一部が含まれていること。 ※個別事項3を参照</td> </tr> <tr> <td>1-9 工事成績評定点の平均点(企業)</td> <td>山梨県発注工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て) なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。</td> <td>過去2ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては公告日の前々月末までに完成、引き渡し済みの工事 ※個別事項2を参照</td> </tr> <tr> <td>1-11 事故及び不誠実な行為</td> <td>山梨県による指名停止期間の有無 ※複数回、指名停止措置を受けた場合は、その合計月数とし、指名停止期間が評価対象期間に1日でも含まれる場合は全ての期間を対象とする。</td> <td>公告日を含む過去1年間の期間</td> </tr> </tbody> </table>		評価項目	評価内容	評価対象期間等	1-4 同種工事の施工実績(配置予定技術者) 1-8 同種工事の施工実績(企業)	〇〇を含む請負金額〇千万円以上の〇〇工事の施工実績	元請けとして請け負い、平成19年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事(なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの) ・工事内容(構造・規模など)の施工実績は、企業体の工事内容を各企業の工事内容として扱う。 ・工事金額の施工実績は、企業体の工事金額に各企業の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。	1-5 優良工事技術者表彰 1-10 優良工事表彰等	・山梨県が実施する「住みよい県土建設週間における知事表彰」で優良工事技術者表彰または優良工事表彰の受賞の有無 ・優良工事の評価要件を満たす対象工事の有無 ・工種は問わない	過去3ヶ年度及び当該年度(当該年度は入札参加資格申請締切日以前に受賞した場合) 優良工事の評価要件を満たす対象工事は、※個別事項1を参照	1-6 工事成績評定点の平均点(配置予定技術者)	山梨県発注工事で主任技術者または監理技術者として最終登録された工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)。なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。	過去2ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては公告日の前々月末までに完成、引き渡し済みの工事 ※個別事項2を参照	1-7 継続教育(CPD)の取組状況	建設系CPD協議会及び建築CPD運営会議に属する団体の当該工事の履行に係る国家資格の継続教育に限ることとし、各認定団体の推奨単位以上の証明がある場合に評価する。	公告日から過去三年内に証明期間の一部が含まれていること。 ※個別事項3を参照	1-9 工事成績評定点の平均点(企業)	山梨県発注工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て) なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。	過去2ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては公告日の前々月末までに完成、引き渡し済みの工事 ※個別事項2を参照	1-11 事故及び不誠実な行為	山梨県による指名停止期間の有無 ※複数回、指名停止措置を受けた場合は、その合計月数とし、指名停止期間が評価対象期間に1日でも含まれる場合は全ての期間を対象とする。	公告日を含む過去1年間の期間
評価項目	評価内容	評価対象期間等																																											
1-4 同種工事の施工実績(配置予定技術者) 1-8 同種工事の施工実績(企業)	〇〇を含む請負金額〇千万円以上の〇〇工事の施工実績	元請けとして請け負い、平成20年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事(なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの) ・工事内容(構造・規模など)の施工実績は、企業体の工事内容を各企業の工事内容として扱う。 ・工事金額の施工実績は、企業体の工事金額に各企業の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。																																											
1-5 優良工事技術者表彰 1-10 優良工事表彰等	・山梨県が実施する「住みよい県土建設週間における知事表彰」で優良工事技術者表彰または優良工事表彰の受賞の有無 ・優良工事の評価要件を満たす対象工事の有無 ・工種は問わない	過去3ヶ年度及び当該年度(当該年度は入札参加資格申請締切日以前に受賞した場合) 優良工事の評価要件を満たす対象工事は、※個別事項1を参照																																											
1-6 工事成績評定点の平均点(配置予定技術者)	山梨県発注工事で主任技術者、監理技術者として最終登録された工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)。なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。 ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。(紙入札により発注した工事は除く。)	過去2ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては公告日の前々月末までに完成、引き渡し済みの工事 ※個別事項2を参照																																											
1-7 継続教育(CPD)の取組状況	建設系CPD協議会及び建築CPD運営会議に属する団体の当該工事の履行に係る国家資格の継続教育に限ることとし、各認定団体の推奨単位以上の証明がある場合に評価する。	公告日から過去二年内に証明期間の一部が含まれていること。 ※個別事項3を参照																																											
1-9 工事成績評定点の平均点(企業)	山梨県発注工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て) なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。 ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。(紙入札により発注した工事は除く。)	過去2ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては公告日の前々月末までに完成、引き渡し済みの工事 ※個別事項2を参照																																											
1-11 事故及び不誠実な行為	山梨県による指名停止期間の有無 ※複数回、指名停止措置を受けた場合は、その合計月数とし、指名停止期間が評価対象期間に1日でも含まれる場合は全ての期間を対象とする。	公告日を含む過去1年間の期間																																											
評価項目	評価内容	評価対象期間等																																											
1-4 同種工事の施工実績(配置予定技術者) 1-8 同種工事の施工実績(企業)	〇〇を含む請負金額〇千万円以上の〇〇工事の施工実績	元請けとして請け負い、平成19年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事(なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの) ・工事内容(構造・規模など)の施工実績は、企業体の工事内容を各企業の工事内容として扱う。 ・工事金額の施工実績は、企業体の工事金額に各企業の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。																																											
1-5 優良工事技術者表彰 1-10 優良工事表彰等	・山梨県が実施する「住みよい県土建設週間における知事表彰」で優良工事技術者表彰または優良工事表彰の受賞の有無 ・優良工事の評価要件を満たす対象工事の有無 ・工種は問わない	過去3ヶ年度及び当該年度(当該年度は入札参加資格申請締切日以前に受賞した場合) 優良工事の評価要件を満たす対象工事は、※個別事項1を参照																																											
1-6 工事成績評定点の平均点(配置予定技術者)	山梨県発注工事で主任技術者または監理技術者として最終登録された工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)。なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。	過去2ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては公告日の前々月末までに完成、引き渡し済みの工事 ※個別事項2を参照																																											
1-7 継続教育(CPD)の取組状況	建設系CPD協議会及び建築CPD運営会議に属する団体の当該工事の履行に係る国家資格の継続教育に限ることとし、各認定団体の推奨単位以上の証明がある場合に評価する。	公告日から過去三年内に証明期間の一部が含まれていること。 ※個別事項3を参照																																											
1-9 工事成績評定点の平均点(企業)	山梨県発注工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て) なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。	過去2ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては公告日の前々月末までに完成、引き渡し済みの工事 ※個別事項2を参照																																											
1-11 事故及び不誠実な行為	山梨県による指名停止期間の有無 ※複数回、指名停止措置を受けた場合は、その合計月数とし、指名停止期間が評価対象期間に1日でも含まれる場合は全ての期間を対象とする。	公告日を含む過去1年間の期間																																											

※注意:適用する総合評価の種類・型等によって、●部分の番号が異なる。(上記は(As、解体以外)簡易型の例)

技術評価資料作成要領を改正する新旧対照表

(赤色部分は改正部分)

改正後 R5.4.1				改正前 R4.4.1																															
※全ての型で共通				※全ての型で共通																															
<p><注1>各評価項目の具体的な内容 のつづき</p> <table border="1"> <tr> <td>1-12</td> <td>ISO認証取得状況</td> <td>公告日時点での認証取得している場合に評価する。なお、登録範囲に対象工事の内容を含んでいるものとする。</td> <td>公告日時点</td> </tr> <tr> <td>1-13</td> <td>ICT施工技術の活用</td> <td> <p>本工事において、山梨県各部局で別に定める「ICT活用工事試行要領」等に基づき、下記(※個別事項4)に掲げる施工プロセスのうち②④⑤を必ず含むことにより、ICT施工技術を活用することを宣言した企業を評価する。</p> <p>ただし、評価対象は、ICT施工技術の活用を「受注者希望型」として公告する工事に限る。(「発注者指定型」として公告する工事等は除く。)</p> </td> <td> <p>【技術評価様式27】による申請時点 ※個別事項4を参照</p> </td> </tr> <tr> <td>2-1</td> <td>近隣地域での施工実績(企業)</td> <td rowspan="2">〇〇建設事務所管内(又は 〇〇市町村内)における〇〇工事の施工実績</td> <td rowspan="2">平成20年4月1日から入札参加資格申請締切日までに完成し、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員の場合には出資比率が20%以上のものに限る。 ※個別事項2を参照</td> </tr> <tr> <td>2-2</td> <td>近隣地域での施工実績(配置予定技術者)</td> </tr> </table>				1-12	ISO認証取得状況	公告日時点での認証取得している場合に評価する。なお、登録範囲に対象工事の内容を含んでいるものとする。	公告日時点	1-13	ICT施工技術の活用	<p>本工事において、山梨県各部局で別に定める「ICT活用工事試行要領」等に基づき、下記(※個別事項4)に掲げる施工プロセスのうち②④⑤を必ず含むことにより、ICT施工技術を活用することを宣言した企業を評価する。</p> <p>ただし、評価対象は、ICT施工技術の活用を「受注者希望型」として公告する工事に限る。(「発注者指定型」として公告する工事等は除く。)</p>	<p>【技術評価様式27】による申請時点 ※個別事項4を参照</p>	2-1	近隣地域での施工実績(企業)	〇〇建設事務所管内(又は 〇〇市町村内)における〇〇工事の施工実績	平成20年4月1日から入札参加資格申請締切日までに完成し、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員の場合には出資比率が20%以上のものに限る。 ※個別事項2を参照	2-2	近隣地域での施工実績(配置予定技術者)	<p><注1>各評価項目の具体的な内容 のつづき</p> <table border="1"> <tr> <td>1-12</td> <td>ISO認証取得状況</td> <td>公告日時点での認証取得している場合に評価する。なお、登録範囲に対象工事の内容を含んでいるものとする。</td> <td>公告日時点</td> </tr> <tr> <td>1-13</td> <td>ICT施工技術</td> <td> <p>1億円以上の工事に適用し、下記※個別事項4【施工実績の対象】のとおり公告日に応じた対象期間(過去2年間)に完成検査済の県発注工事でICT施工技術を1以上活用した施工実績のある企業を評価する。</p> <p>※評価するICT施工技術の対象については、山梨県各部局で別に定める「ICT活用工事試行要領」等による。</p> </td> <td> <p>公告日に応じた対象期間(過去2年間)に完成検査済の県発注工事 ※個別事項4を参照</p> </td> </tr> <tr> <td>2-1</td> <td>近隣地域での施工実績(企業)</td> <td rowspan="2">〇〇建設事務所管内(又は 〇〇市町村内)における〇〇工事の施工実績</td> <td rowspan="2">平成19年4月1日から入札参加資格申請締切日までに完成し、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員の場合には出資比率が20%以上のものに限る。 ※個別事項2を参照</td> </tr> <tr> <td>2-2</td> <td>近隣地域での施工実績(配置予定技術者)</td> </tr> </table>				1-12	ISO認証取得状況	公告日時点での認証取得している場合に評価する。なお、登録範囲に対象工事の内容を含んでいるものとする。	公告日時点	1-13	ICT施工技術	<p>1億円以上の工事に適用し、下記※個別事項4【施工実績の対象】のとおり公告日に応じた対象期間(過去2年間)に完成検査済の県発注工事でICT施工技術を1以上活用した施工実績のある企業を評価する。</p> <p>※評価するICT施工技術の対象については、山梨県各部局で別に定める「ICT活用工事試行要領」等による。</p>	<p>公告日に応じた対象期間(過去2年間)に完成検査済の県発注工事 ※個別事項4を参照</p>	2-1	近隣地域での施工実績(企業)	〇〇建設事務所管内(又は 〇〇市町村内)における〇〇工事の施工実績	平成19年4月1日から入札参加資格申請締切日までに完成し、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員の場合には出資比率が20%以上のものに限る。 ※個別事項2を参照	2-2	近隣地域での施工実績(配置予定技術者)
1-12	ISO認証取得状況	公告日時点での認証取得している場合に評価する。なお、登録範囲に対象工事の内容を含んでいるものとする。	公告日時点																																
1-13	ICT施工技術の活用	<p>本工事において、山梨県各部局で別に定める「ICT活用工事試行要領」等に基づき、下記(※個別事項4)に掲げる施工プロセスのうち②④⑤を必ず含むことにより、ICT施工技術を活用することを宣言した企業を評価する。</p> <p>ただし、評価対象は、ICT施工技術の活用を「受注者希望型」として公告する工事に限る。(「発注者指定型」として公告する工事等は除く。)</p>	<p>【技術評価様式27】による申請時点 ※個別事項4を参照</p>																																
2-1	近隣地域での施工実績(企業)	〇〇建設事務所管内(又は 〇〇市町村内)における〇〇工事の施工実績	平成20年4月1日から入札参加資格申請締切日までに完成し、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員の場合には出資比率が20%以上のものに限る。 ※個別事項2を参照																																
2-2	近隣地域での施工実績(配置予定技術者)																																		
1-12	ISO認証取得状況	公告日時点での認証取得している場合に評価する。なお、登録範囲に対象工事の内容を含んでいるものとする。	公告日時点																																
1-13	ICT施工技術	<p>1億円以上の工事に適用し、下記※個別事項4【施工実績の対象】のとおり公告日に応じた対象期間(過去2年間)に完成検査済の県発注工事でICT施工技術を1以上活用した施工実績のある企業を評価する。</p> <p>※評価するICT施工技術の対象については、山梨県各部局で別に定める「ICT活用工事試行要領」等による。</p>	<p>公告日に応じた対象期間(過去2年間)に完成検査済の県発注工事 ※個別事項4を参照</p>																																
2-1	近隣地域での施工実績(企業)	〇〇建設事務所管内(又は 〇〇市町村内)における〇〇工事の施工実績	平成19年4月1日から入札参加資格申請締切日までに完成し、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員の場合には出資比率が20%以上のものに限る。 ※個別事項2を参照																																
2-2	近隣地域での施工実績(配置予定技術者)																																		

※注意:適用する総合評価の種類・型等によって、1-12、個別番号2などの番号が異なる。(上記は(As、解体以外)簡易型の例)

技術評価資料作成要領を改正する新旧対照表

(赤色部分は改正部分)

改正後 R5.4.1		改正前 R4.4.1													
※ (As、解体以外) の標準型、簡易型、特別簡易型 I、II に共通		※ (As、解体以外) の標準型、簡易型、特別簡易型 I、II に共通													
<p><注1> 各評価項目の具体的な内容 のつづき</p> <table border="1"> <tr> <td>3-2 技能者の登録</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録の有無 技術評価様式の記載内容による。 下請は対象外。 ただし、技能者の雇用が無い企業は、【技術評価様式23】の注意事項等の記載の定めによる「企業の登録のみ」の申請があった場合に限り、評価する。 </td> <td>入札参加資格申請締切日までに登録済みであれば評価</td> </tr> <tr> <td>3-3 週休2日制の適用</td> <td> <p>本工事中において、山梨県各部署で別に定める「週休2日制適用工事実施要領」等に基づき、4週8休以上工事現場を閉所する週休2日制適用工事の実施を宣誓した企業を評価する。</p> <p>ただし、評価対象は、週休2日制の適用を「受注者希望型」として公告する工事に限る。(「発注者指定型」として公告する工事等は除く。)</p> </td> <td>【技術評価様式26】による申請時点</td> </tr> </table>		3-2 技能者の登録	<ul style="list-style-type: none"> 建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録の有無 技術評価様式の記載内容による。 下請は対象外。 ただし、技能者の雇用が無い企業は、【技術評価様式23】の注意事項等の記載の定めによる「企業の登録のみ」の申請があった場合に限り、評価する。 	入札参加資格申請締切日までに登録済みであれば評価	3-3 週休2日制の適用	<p>本工事中において、山梨県各部署で別に定める「週休2日制適用工事実施要領」等に基づき、4週8休以上工事現場を閉所する週休2日制適用工事の実施を宣誓した企業を評価する。</p> <p>ただし、評価対象は、週休2日制の適用を「受注者希望型」として公告する工事に限る。(「発注者指定型」として公告する工事等は除く。)</p>	【技術評価様式26】による申請時点	<p><注1> 各評価項目の具体的な内容 のつづき</p> <table border="1"> <tr> <td>3-2 技能者の登録</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録の有無 技術評価様式の記載内容による。 下請は対象外。 </td> <td>入札参加資格申請締切日までに登録済みであれば評価</td> </tr> <tr> <td>3-3 週休2日制適用の実績</td> <td> <p>下記※個別事項5【取組実績の対象】のとおり公告日に応じた対象期間(過去1年間)に完成検査済の県発注工事で週休2日制モデル工事を実施し、4週6休以上工事現場を閉所とした取組実績がある企業を評価する。</p> <p>※評価する週休2日制モデル工事の取組内容については、山梨県各部署で別に定める「完全週休2日制を確保するモデル工事実施要領」等による。</p> </td> <td>公告日に応じた対象期間(過去1年間)に完成検査済の県発注工事 ※個別事項5を参照</td> </tr> </table>		3-2 技能者の登録	<ul style="list-style-type: none"> 建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録の有無 技術評価様式の記載内容による。 下請は対象外。 	入札参加資格申請締切日までに登録済みであれば評価	3-3 週休2日制適用の実績	<p>下記※個別事項5【取組実績の対象】のとおり公告日に応じた対象期間(過去1年間)に完成検査済の県発注工事で週休2日制モデル工事を実施し、4週6休以上工事現場を閉所とした取組実績がある企業を評価する。</p> <p>※評価する週休2日制モデル工事の取組内容については、山梨県各部署で別に定める「完全週休2日制を確保するモデル工事実施要領」等による。</p>	公告日に応じた対象期間(過去1年間)に完成検査済の県発注工事 ※個別事項5を参照
3-2 技能者の登録	<ul style="list-style-type: none"> 建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録の有無 技術評価様式の記載内容による。 下請は対象外。 ただし、技能者の雇用が無い企業は、【技術評価様式23】の注意事項等の記載の定めによる「企業の登録のみ」の申請があった場合に限り、評価する。 	入札参加資格申請締切日までに登録済みであれば評価													
3-3 週休2日制の適用	<p>本工事中において、山梨県各部署で別に定める「週休2日制適用工事実施要領」等に基づき、4週8休以上工事現場を閉所する週休2日制適用工事の実施を宣誓した企業を評価する。</p> <p>ただし、評価対象は、週休2日制の適用を「受注者希望型」として公告する工事に限る。(「発注者指定型」として公告する工事等は除く。)</p>	【技術評価様式26】による申請時点													
3-2 技能者の登録	<ul style="list-style-type: none"> 建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録の有無 技術評価様式の記載内容による。 下請は対象外。 	入札参加資格申請締切日までに登録済みであれば評価													
3-3 週休2日制適用の実績	<p>下記※個別事項5【取組実績の対象】のとおり公告日に応じた対象期間(過去1年間)に完成検査済の県発注工事で週休2日制モデル工事を実施し、4週6休以上工事現場を閉所とした取組実績がある企業を評価する。</p> <p>※評価する週休2日制モデル工事の取組内容については、山梨県各部署で別に定める「完全週休2日制を確保するモデル工事実施要領」等による。</p>	公告日に応じた対象期間(過去1年間)に完成検査済の県発注工事 ※個別事項5を参照													
<p>※個別事項3</p> <p>継続教育(CPD)の評価は、配置予定技術者の学習履歴について、建設系資格認定団体の証明書の写しを求め、「当該団体の推奨単位以上を取得している。」及び「公告日から過去一年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。ただし、令和5年4月1日以降に公告する対象工事において、上記下線部については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当面の間、「公告日から過去二年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。</p> <p>証明期間は、証明書に記載された「取得期間」または、「証明期間」とし、年単位で評価する。証明期間に端数がある場合は切り上げて評価し、切り上げ後の証明期間年数で単純平均して取得単位を算出する。また、年間または数年間の推奨単位が記載されている場合は、いずれかが満足していれば評価する。(CPD評価対象期間の事例参照)</p>		<p>※個別事項3</p> <p>継続教育(CPD)の評価は、配置予定技術者の学習履歴について、建設系資格認定団体の証明書の写しを求め、「当該団体の推奨単位以上を取得している。」及び「公告日から過去一年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。ただし、令和4年4月1日以降に公告する対象工事において、上記下線部については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当面の間、「公告日から過去三年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。</p> <p>証明期間は、証明書に記載された「取得期間」または、「証明期間」とし、年単位で評価する。証明期間に端数がある場合は切り上げて評価し、切り上げ後の証明期間年数で単純平均して取得単位を算出する。また、年間または数年間の推奨単位が記載されている場合は、いずれかが満足していれば評価する。(CPD評価対象期間の事例参照)</p>													
<p>※ (As施工体制評価型) 及び (解体施工体制評価型) に共通かつ、簡易型、特別簡易型 I、II に共通</p> <table border="1"> <tr> <td>3-2 技能者の登録</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録の有無 技術評価様式の記載内容による。 下請は対象外。 ただし、技能者の雇用が無い企業は、【技術評価様式23】の注意事項による申請の確認により企業の登録のみで評価する。 </td> <td>入札参加資格申請締切日までに登録済みであれば評価</td> </tr> <tr> <td>3-3 週休2日制の適用</td> <td> <p>本工事中において、山梨県各部署で別に定める「週休2日制適用工事実施要領」等に基づき、4週8休以上工事現場を閉所する週休2日制適用工事の実施を宣誓した企業を評価する。</p> <p>ただし、評価対象は、週休2日制の適用を「受注者希望型」として公告する工事に限る。(「発注者指定型」として公告する工事等は除く。)</p> </td> <td>【技術評価様式26】による申請時点</td> </tr> </table>		3-2 技能者の登録	<ul style="list-style-type: none"> 建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録の有無 技術評価様式の記載内容による。 下請は対象外。 ただし、技能者の雇用が無い企業は、【技術評価様式23】の注意事項による申請の確認により企業の登録のみで評価する。 	入札参加資格申請締切日までに登録済みであれば評価	3-3 週休2日制の適用	<p>本工事中において、山梨県各部署で別に定める「週休2日制適用工事実施要領」等に基づき、4週8休以上工事現場を閉所する週休2日制適用工事の実施を宣誓した企業を評価する。</p> <p>ただし、評価対象は、週休2日制の適用を「受注者希望型」として公告する工事に限る。(「発注者指定型」として公告する工事等は除く。)</p>	【技術評価様式26】による申請時点	<p>※ (As施工体制評価型) 及び (解体施工体制評価型) に共通かつ、簡易型、特別簡易型 I、II に共通</p> <table border="1"> <tr> <td>3-2 技能者の登録</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録の有無 技術評価様式の記載内容による。 下請は対象外。 </td> <td>入札参加資格申請締切日までに登録済みであれば評価</td> </tr> <tr> <td>3-3 週休2日制適用の実績</td> <td> <p>下記※個別事項5【取組実績の対象】のとおり公告日に応じた対象期間(過去1年間)に完成検査済の県発注工事で週休2日制モデル工事を実施し、4週6休以上工事現場を閉所とした取組実績がある企業を評価する。</p> <p>※評価する週休2日制モデル工事の取組内容については、山梨県各部署で別に定める「完全週休2日制を確保するモデル工事実施要領」等による。</p> </td> <td>公告日に応じた対象期間(過去1年間)に完成検査済の県発注工事 ※個別事項5を参照</td> </tr> </table>		3-2 技能者の登録	<ul style="list-style-type: none"> 建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録の有無 技術評価様式の記載内容による。 下請は対象外。 	入札参加資格申請締切日までに登録済みであれば評価	3-3 週休2日制適用の実績	<p>下記※個別事項5【取組実績の対象】のとおり公告日に応じた対象期間(過去1年間)に完成検査済の県発注工事で週休2日制モデル工事を実施し、4週6休以上工事現場を閉所とした取組実績がある企業を評価する。</p> <p>※評価する週休2日制モデル工事の取組内容については、山梨県各部署で別に定める「完全週休2日制を確保するモデル工事実施要領」等による。</p>	公告日に応じた対象期間(過去1年間)に完成検査済の県発注工事 ※個別事項5を参照
3-2 技能者の登録	<ul style="list-style-type: none"> 建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録の有無 技術評価様式の記載内容による。 下請は対象外。 ただし、技能者の雇用が無い企業は、【技術評価様式23】の注意事項による申請の確認により企業の登録のみで評価する。 	入札参加資格申請締切日までに登録済みであれば評価													
3-3 週休2日制の適用	<p>本工事中において、山梨県各部署で別に定める「週休2日制適用工事実施要領」等に基づき、4週8休以上工事現場を閉所する週休2日制適用工事の実施を宣誓した企業を評価する。</p> <p>ただし、評価対象は、週休2日制の適用を「受注者希望型」として公告する工事に限る。(「発注者指定型」として公告する工事等は除く。)</p>	【技術評価様式26】による申請時点													
3-2 技能者の登録	<ul style="list-style-type: none"> 建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録の有無 技術評価様式の記載内容による。 下請は対象外。 	入札参加資格申請締切日までに登録済みであれば評価													
3-3 週休2日制適用の実績	<p>下記※個別事項5【取組実績の対象】のとおり公告日に応じた対象期間(過去1年間)に完成検査済の県発注工事で週休2日制モデル工事を実施し、4週6休以上工事現場を閉所とした取組実績がある企業を評価する。</p> <p>※評価する週休2日制モデル工事の取組内容については、山梨県各部署で別に定める「完全週休2日制を確保するモデル工事実施要領」等による。</p>	公告日に応じた対象期間(過去1年間)に完成検査済の県発注工事 ※個別事項5を参照													

※注意:適用する総合評価の種類・型等によって、3-2、個別番号2、個別事項3などの番号が異なる。(上記は(As、解体以外)簡易型の例)

技術評価資料作成要領を改正する新旧対照表

(赤色部分は改正部分)

改正後 R5.4.1

改正前 R4.4.1

※特別簡易型Ⅱ、簡易型、標準型（WTO以外）の型で共通

※特別簡易型Ⅱ、簡易型、標準型（WTO以外）の型で共通

<注1> 各評価項目の具体的な内容 のつづき

<注1> 各評価項目の具体的な内容 のつづき

《CPD評価対象期間の事例》

推奨単位: 50単位/年の場合

ケース	証明期間	取得単位	証明書発行日	評価単位	評価
ケース①	証明期間: 1年間 取得単位: 60単位	過去1年間 (過去の運用)	証明書発行日	60単位/年	加点する
ケース②	証明期間: 1年間 取得単位: 60単位	過去1年間 (過去の運用)	証明書発行日	60単位/年	加点する
ケース③	証明期間: 1年間 取得単位: 60単位	過去1年間 (過去の運用)	証明書発行日	0単位/年	加点しない (本来の運用)
ケース③'	証明期間: 1年間 取得単位: 60単位	過去1年間 (過去の運用)	証明書発行日	60単位/年	加点する (暫定の運用)
ケース④	証明期間: 1年間 取得単位: 60単位	過去1年間 (過去の運用)	証明書発行日	0単位/年	加点しない (本来の運用)
ケース④'	証明期間: 1年間 取得単位: 60単位	過去1年間 (過去の運用)	証明書発行日	60単位/年	加点する (暫定の運用)
ケース⑤	証明期間: 2年間 取得単位: 120単位	過去2年間 (過去の運用)	証明書発行日	60単位/年	加点する
ケース⑥	証明期間: 1年間3ヶ月 取得単位: 80単位	過去1年間3ヶ月 (過去の運用)	証明書発行日	40単位/年	加点しない
ケース⑦	証明期間: 1年間 取得単位: 60単位	過去1年間 (過去の運用)	証明書発行日	60単位/年	加点する

《CPD評価対象期間の事例》

推奨単位: 50単位/年の場合

ケース	証明期間	取得単位	証明書発行日	評価単位	評価
ケース①	証明期間: 1年間 取得単位: 60単位	過去1年間 (過去の運用)	証明書発行日	60単位/年	加点する
ケース②	証明期間: 1年間 取得単位: 60単位	過去1年間 (過去の運用)	証明書発行日	60単位/年	加点する
ケース③	証明期間: 4年間 取得単位: 60単位	過去4年間 (過去の運用)	証明書発行日	0単位/年	加点しない (本来の運用)
ケース③'	証明期間: 1年間 取得単位: 60単位	過去1年間 (過去の運用)	証明書発行日	60単位/年	加点する (暫定の運用)
ケース④	証明期間: 4年間 取得単位: 60単位	過去4年間 (過去の運用)	証明書発行日	0単位/年	加点しない (本来の運用)
ケース④'	証明期間: 1年間 取得単位: 60単位	過去1年間 (過去の運用)	証明書発行日	60単位/年	加点する (暫定の運用)
ケース⑤	証明期間: 2年間 取得単位: 120単位	過去2年間 (過去の運用)	証明書発行日	60単位/年	加点する
ケース⑥	証明期間: 1年間3ヶ月 取得単位: 80単位	過去1年間3ヶ月 (過去の運用)	証明書発行日	40単位/年	加点しない
ケース⑦	証明期間: 1年間 取得単位: 60単位	過去1年間 (過去の運用)	証明書発行日	60単位/年	加点する

※個別事項4

山梨県各局局で別に定める「ICT活用工事試行要領」等に基づく、施工プロセスは次のとおりとする。

1 施工プロセス

建設現場における生産性向上のため、下記に掲げる①から⑤の全ての施工プロセスでICT施工技術を活用することをICT活用工事(標準実施型)とし、②④⑤の施工プロセスを義務付けながら、①③の施工プロセスについて、受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事をICT活用工事(簡易型)とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

※個別事項4

ICT施工技術の施工実績は、1億円以上の工事に適用し、下記【施工実績の対象】のとおり公告日に応じた対象期間(過去2年間)に完成検査済の県発注工事でICT施工技術を1以上活用した施工実績のある企業を評価する。

【施工実績の対象】※公告日とその日の属する年度を西暦N年度とする。

公告日	評価する施工実績(対象工事の完成検査日)
N年4月1日 ~ N年6月30日	(N-2)年4月1日 ~ N年3月31日
N年7月1日 ~ N年9月30日	(N-2)年7月1日 ~ N年6月30日
N年10月1日 ~ N年12月31日	(N-2)年10月1日 ~ N年9月30日
(N+1)年1月1日 ~ (N+1)年3月31日	(N-1)年1月1日 ~ N年12月31日

※個別事項5

週休2日制度適用の実績は、下記【取組実績の対象】のとおり公告日に応じた対象期間(過去1年間)に完成検査済の県発注工事で週休2日制モデル工事を実施し、4週6休以上工事現場を閉所とした取組実績がある企業を評価する。

【取組実績の対象】※公告日とその日の属する年度を西暦N年度とする。

公告日	評価する取組実績(対象工事の完成検査日)
N年4月1日 ~ N年6月30日	(N-1)年4月1日 ~ N年3月31日
N年7月1日 ~ N年9月30日	(N-1)年7月1日 ~ N年6月30日
N年10月1日 ~ N年12月31日	(N-1)年10月1日 ~ N年9月30日
(N+1)年1月1日 ~ (N+1)年3月31日	N年1月1日 ~ N年12月31日

※注意:適用する総合評価の種類・型等によって、個別番号4などの番号が異なる。(上記は(As、解体以外)簡易型の例)

技術評価資料作成要領を改正する新旧対照表

(赤色部分は改正部分)

改正後 R5.4.1		改正前 R4.4.1	
※(As、解体以外)及び(解体施工体制評価型)に共通かつ、標準型、簡易型、特別簡易型Ⅰ、Ⅱに共通		※(As、解体以外)及び(解体施工体制評価型)に共通かつ、標準型、簡易型、特別簡易型Ⅰ、Ⅱに共通	
別紙 発注機関一覧表		別紙 発注機関一覧表	
別紙	発注機関一覧表	別紙	発注機関一覧表
機 関 等	内 訳	機 関 等	内 訳
山梨県	(企業局を含む)	山梨県	(企業局を含む)
国機関	国土交通省 内閣府 防衛省(庁) 農林水産省 文部科学省 その他中央省庁 (環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、その他)	国機関	国土交通省 内閣府 防衛省(庁) 農林水産省 文部科学省 その他中央省庁 (環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、その他)
都道府県	山梨県以外の都道府県(政令指定都市を含む)	都道府県	山梨県以外の都道府県(政令指定都市を含む)
独立行政法人		独立行政法人	
市町村		市町村	
公営企業等	(山梨県道路公社等、地方公社を含む)	公営企業等	(地方公社を含む)
事業団	日本下水道事業団	事業団	日本下水道事業団
民間	高速道路株式会社 電力 ガス 電話会社 JR、私鉄、地下鉄 石油備蓄会社	民間	高速道路株式会社 電力 ガス 電話会社 JR、私鉄、地下鉄 石油備蓄会社
		当分の間、国、都道府県、市町村から独立行政法人化した機関の工事実績は各々の法人化前の機関の実績として扱う。 「当分の間」とは、各発注機関が民営化又は独立行政法人化した翌年度(4月1日)から起算し15年後の年度末(3月31日)までの期間をいう。 ただし、この取り扱いは、令和5年3月31日までに公告する案件に適用するものとする。(令和5年3月31日までに廃止する。)	

※注意:適用する総合評価の種類・型等によって、●部分の番号が異なる。(上記は(As施工体制評価型以外の)簡易型の例)